

# 「大牟田市健康づくり課【公式】」Instagram利用規約

制定 令和8年1月1日

この規約は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、「大牟田市健康づくり課【公式】」Instagramの利用に関し必要な事項について定めたものです。内容をご確認いただき、この規約に同意の上ご利用ください。

## 第1 目的

大牟田市健康づくり課に関する情報を、Instagramを活用して発信することで、各種イベント等の模様を視覚的情報（画像）として広く市民に周知するなど、健康づくりへの理解を深める契機とし、「誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進」の実現を目的としています。

## 第2 発信内容

この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市健康づくり課に関する情報です。

## 第3 運用方法等

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市健康づくり課にて行います。
- (2) この公式アカウントにおける情報の更新は、原則として平日の8時30分から17時15分の間に行います。
- (3) この公式アカウントの利用期間は、この規約の制定の日から1年間とします。  
ただし、情報発信の更新により特段の問題等が発生せず、継続が必要と認めるときは継続できるものとします。

## 第4 寄せられた意見等への対応について

この公式アカウントに寄せられた意見等に対しては、原則として返信を行いません。

## 第5 禁止事項

「大牟田市健康づくり課【公式】」Instagramの利用者は、次に掲げる行為を禁止します。利用者の行為がこの定めに該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、投稿の全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為
- (2) 当健康づくり課又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷する行為
- (3) 当健康づくり課又は第三者の知的財産権や肖像権等を侵害する行為
- (4) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示及び漏洩する行為
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為
- (6) 他のユーザー又は第三者等に成ります行為
- (7) 本ページの目的に関係のない行為
- (8) その他、当健康づくり課が不適切と判断した行為

## **第6 免責事項**

- (1) 当健康づくり課は、本ページの掲載情報の正確性、安全性、有用性等を完全に保障するものではありません。
- (2) 当健康づくり課は、利用者により投稿されたコメントやコンテンツについて、一切の責任を負いません。
- (3) 当健康づくり課は、利用者間、もしくは利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 当健康づくり課は、利用者が本ページにアクセスしたために被った被害について、一切の責任を負いません。
- (5) 当健康づくり課は、Meta 社のシステム運用状況に関するご質問等について対応できません。また、Instagram サイト、Meta 社並びに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法及び技術的なご質問等に関しても、対応できません。

## **第7 知的財産権の帰属**

- (1) 掲載している情報（文章、動画など）に関する知的財産権（著作権、商標権等）は、原則として当健康づくり課又は当健康づくり課以外の原著作者等に帰属します。
- (2) 掲載している情報については、著作権法上認められる「私的使用のための複製」や「引用」などの場合を除き、無断で複製・転用することができません。

## **第8 個人情報保護**

当課が利用者から個人情報を取得する場合には、大牟田市個人情報保護条例に基づいて、適切に管理いたします。

## **第9 その他**

この規約は、利用者への予告なしに、変更を行うことがあります。変更後の利用規約は、別途定める場合を除いて、web サイトに表示した時点より効力を生じるものとします。

## **第10 問合せ先**

大牟田市健康づくり課

電話. 0944-41-2668 ファックス. 0944-41-2675

電子メール. e-kenkoudk01@city.omuta.fukuoka.jp